

**空見スラッジリサイクルセンター
下水汚泥固形燃料化事業**

燃料化物売買契約書(案)

(平成 28 年 7 月 22 日修正版)

**平成 28 年 4 月
名古屋市上下水道局**

燃料化物売買契約条項（案）

（目的）

- 第1条 この契約は、発注者を売主とし、受注者を買主とする燃料化物（燃料化施設により製造される炭化燃料化物をいう。以下同じ。）の売買に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。なお、詳細条件は、第6条の有効期間の各年4月1日から当該年の翌年3月31日の1年度ごとに、この契約の定める条件を基本として、発注者及び受注者の間で別途締結される契約（以下「年度契約」という。）に定めるものとする。
- 2 発注者及び受注者は、基本契約に基づき、要求水準書等（要求水準書その他入札説明書等並びに入札説明書等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答、入札説明書等に基づき実施された技術対話において発注者が書面で通知した対話結果等をいう。以下同じ。）及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（本条項並びに要求水準書等及び事業者提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、この契約及び年度契約、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この契約及び年度契約、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。また、この契約と年度契約の間に矛盾又は齟齬がある場合は、年度契約、この契約の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとする。
- 3 受注者は、この契約の有効期間の全期間において、燃料化物の適切な利用が継続されることが名古屋市におけるバイオマスエネルギーとしての下水汚泥の有効利用及び温室効果ガス排出量の削減に寄与するものであることを認識しかつ了解しており、燃料化物の有効利用先の多系統化を目指し、燃料化物の買取り及び燃料化物の石炭代替燃料等としての利用を確保するものとする。
- 4 発注者及び受注者は、相互の立場を尊重し、各々誠実にその義務を履行する。
- 5 この契約及び年度契約で用いる用語は、この契約又は年度契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。
- 6 この契約及び年度契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約及び年度契約に係る訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（燃料化物の授受）

- 第2条 発注者は燃料化物を製造後遅滞なく受注者に有償にて提供し、受注者は、提供された燃料化物が燃料化物の規格を満たしていない場合を除き、燃料化施設において製造された燃料化物を全量買い取るものとし、速やかに引き取るものとする。
- 2 燃料化物の所有権は、運営・維持管理委託契約に基づく業務の遂行過程で燃料化物を要求水準書等に定める計量設備で計量した時点で発注者から受注者に移転されるものとし、その時点で発注者による受注者に対する引渡し完了したとみなされるものとする。
- 3 受注者は、この契約及び年度契約に基づき発注者から買い取る燃料化物の全量を事業者提案に基づき売却し、事業者提案に定める燃料化物有効利用企業（以下「燃料化物有効利用企業」という。）をして事業者提案に従って利用せしめるものとし、そのための契約を燃料化物有効利用企業と締結するものとする。
- 4 発注者は、燃料化物の品質に関し、如何なる保証も行わず、運営・維持管理委託契約に基づ

き発注者が脱水汚泥の性状等により責任を負う場合を除き、燃料化物の瑕疵及びその瑕疵を原因として生じた損害等（燃料化物有効利用企業に生じた損害等を含む。）について、何ら責任を負わない。

（燃料化物の価格）

第3条 燃料化物の価格は、1トン当たり〇〇〇円を基本とする。

2 前項の価格は、経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は、燃料化物の燃料としての価値、引渡地までの運送に要する費用、石炭価格及びその他の原材料価格並びに燃料化物利用の公益性その他所要の要素を考慮して、別紙のとおり、発注者及び受注者の間で協議して年度契約において変更できるものとする。但し、1トンあたり100円を下回る価格に変更することはできないものとする。

（実績確認）

第4条 発注者が燃料化物有効利用企業における利用状況その他燃料化物利用に係る実績の確認を行う場合には、受注者はこれに協力する。

（天災事変等の場合）

第5条 天災事変その他やむを得ない事由のために発注者又は受注者の事業の継続が不可能又は困難となった場合の取扱は発注者及び受注者の間で協議して年度契約に定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この契約の有効期間は契約締結の日から平成52年9月30日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、発注者は、この契約又は年度契約に受注者が違反したときは、この契約及び年度契約を解除することができるものとし、当該解除により受注者又は燃料化物有効利用企業その他の第三者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、建設工事請負契約又は運営・維持管理委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合、又は締結している建設工事請負契約又は運営・維持管理委託契約のいずれかが解除された場合、この契約及び年度契約は当該日付をもって終了する。ただし、本項に基づくこの契約及び年度契約の終了後も、発注者又は受注者の相手方に対する損害賠償請求その他既発生の責任（既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。）に係る請求は妨げられない。なお、建設工事請負契約又は運営・維持管理委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合、又は締結している建設工事請負契約又は運営・維持管理委託契約のいずれかが発注者により解除された場合、これにより受注者又は燃料化物有効利用企業その他の第三者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

（その他）

第7条 この契約及び年度契約に定めるもののほか、事業者は、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）その他関係法令の定めるところに従うものとし、この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、年度契約において又は発注者及び受注者の間で協議して定めるものとする。

以上

別紙 (第3条第2項関連)

物価変動等による燃料化物の価格の見直し

(許容割合設定)

- 1 2及び3の見直しにより行う燃料化物の価格と前回見直し時の燃料化物の価格との差額が後者の±1.5パーセントを超える場合は、見直しを行うものとする。

(算定式)

- 2 燃料化物の価格については、次式に従って変化率により見直しを行うものとする。なお、金額については、円未満切捨てとする。

$$Y = X \times (1.0 + \text{変化率})$$

Y : 見直し後の燃料化物の価格

X : 見直し前の燃料化物の価格

変化率：前回見直し時から下記に示す指標直近12か月平均値の変化率（小数点第2位未満切捨て）から、±1.5パーセントを超える率とする。

変化率の指標は、次のとおりとする。

費目	変化率として用いる指標
石炭製品	消費税を除く国内企業物価指数の石炭製品（日本銀行調査統計局）

(見直し時期)

- 3 毎年10月に翌年4月から始まる次年度の売買単価を見直す。買主は、変化率の各指標について調べ、売買単価の見直しの発生の有無にかかわらず、毎年、売主へ書面により提出すること。

(例外的な見直し方法の採用)

- 4 2による見直し方法が適当でないと売主が認めた場合は、売主と買主が協議のうえで別途見直し方法を定めるものとする。

以上